

パタリア (一)

井上雅夫

はじめに

十一世紀後半に、ミラノを中心にロンバルディア地方に広がったパタリア運動は、これまで教会改革運動、コム・ネ成立史、社会的、階級的闘争、異端運動などさまざまな観点から注目されてきた重要な事件である。

小論においては、このパタリア運動を今あげた諸点に留意しつつ、その性格を分析していくことにしたい。この場合、(一)、パタリア運動の指導者とその思想、行動、(二)、この運動の支持層、(三)、この運動とミラノ教会、ローマ教会およびドイツ帝国との関係、といった以上三つの方向において考察を行うことにする。この三つの方向での本論に入る前に、この運動の前身ないし背景とも言うべきロンバルディアおよびミラノの状況を第一章で、この運動の経過を第二章で取り上げておきたい。

さて、ここで小論において利用するいくつかの史料について述べておきたいと思う。主な史料としては次のものが

パタリア (一)

パタリア (一)

ある。アルヌルフの「ミラノ大司教事績」、老ランドゥルフの「ミラノ史」、アンドレアの「聖アリアルド伝」、ボニーツォの「友への書」である⁽⁹⁾。その他に、ペトルス・ダミアニの報告、グレゴリウス七世の書簡、諸教皇のミラノに関する教令があげられよう。これらのうち、ここでは前の四つの主な史料について、その著述者の傾向を概観しておく。

アルヌルフは、上層貴族カピタネイの出身であるが、聖職者か、俗人であったかは明らかではない。彼は二〇七二年ごろに該書を書きはじめており、一〇一八年ごろからの事件に関しては目撃者であった⁽⁹⁾。

彼はミラノの町の愛国的な歴史家であり⁽⁹⁾、反パタリア派であるとともに⁽⁹⁾、反ローマ派でもあった⁽⁹⁾。彼の叙述には、このような伝統あるミラノの古き秩序の代表者としての党派性があらわれているものの、反対派の人々をも正しく評価しようとする事実に対するきびしい客観性と正確性を備えていた⁽⁹⁾。Mリクノーナウは、アルヌルフを時には問題があるものの、一般にあらゆるところで最も信頼しうる記述者とし、思慮深い報告者であり、事実についての冷静な観察者と高く評価している⁽⁹⁾。このような点は、他の研究者も認めるところであり、アルヌルフの史料的価値は大きいと言えよう⁽⁹⁾。

老ランドゥルフは、一一〇〇年以後に、彼が老年になってから該書に取り掛っている。しかし、彼もその証言によると大司教アベルトの死を経験していることからして、パタリア運動の目撃者であった⁽⁹⁾。彼の出身は明らかでないが、貴族よりも一般の人々に好意を持っていたらしい⁽⁹⁾。しかし、このことから直ちに彼を非貴族出身であると考えする必要はないであろう⁽⁹⁾。

この出身はともかくとして、彼は聖職者であり⁽⁹⁾、ミラノ教会の自由への熱烈な支持者であった⁽⁹⁾。また、激しい

反パタリア派であった⁹⁰。該書においては、このような立場が強くあらわれており、真実よりも党派への熱情をもつて動かされ、時に盲目的な熱狂に促された⁹¹。このため、その叙述は不正確であり⁹²、その史料的価値は一般に余り高く評価されていない。しかし、次の点について、老ランドゥルフは注目されている。

まず、H II ケラーの指摘していることであるが、老ランドゥルフが他の著述者よりも、社会情勢やその変化に対する鋭い感覚を持っていたことである⁹³。この点について、G II デイルヒャーも、社会的、体制的な変化を少し一面的であるとしても、大体において正しく見ていたと評価している⁹⁴。

次に、E II ヴェルナーの主張していることであるが、老ランドゥルフが下級聖職者として、貴族的なアルヌルフよりも一般の人々とより多く接触を持っていたという点である⁹⁵。これに関連して、ヴェルナーは老ランドゥルフが他の著述者よりも、当時の異端について詳しい知識を持っていたと指摘している⁹⁶。

もう一つは、C II ヴィオランテが指摘していることであるが、老ランドゥルフは、まさしくある範囲のミラノ聖職者の意見表明であったことである。彼は、聖職者の最も重い罪（真正正銘の蓄妾やシモニア）を是認しているわけではないが、他方ではミラノ教会の威信、伝統、特権を守り、聖職者階級の特別な立場と教会ヒエラルヒーの權威を俗人の侵害から守ろうとする人々を代弁していたのである⁹⁷。彼にとって、とりわけ大司教アリベルトの時代は輝しいものであった⁹⁸。カウドリーは、この消え去った過去へ逃避することによって、彼は改革と社会進歩という気に食わない潮流にまさに圧倒されようとする聖職者の絶望を表現していたと述べている⁹⁹。

アンドレアは、パルマからミラノに来てパタリア運動に参加し、この運動の創始者アリアルドの親友となった人物である。彼が該書を書いたのは、一〇七五年であった¹⁰⁰。該書について最も注目すべきことは、前二者と違って彼自

身がパタリア運動に参加し、内部からこの運動を見ている点である。このため、たとえ偏見があつたとしても、時には外部の者では観察しえない生彩ある描写を行ひえたのである⁸⁰。

但し、アンドレアは、同じパタリア派と言つても、主人公のアリアルドをランドウルフリコッタ（以下ランドウルフとする）やその他の指導者よりも中心に置き、運動のイニシヤチブをすべてアリアルドに帰せうとする欠点を持つている⁸¹。さらに、アンドレアは後にパタリア運動を離れ、ヴァロムブローザ修道院に入るため、彼の記述には必ずしもパタリア派の考えが反映しているのではなく、時にはヴァロムブローザ修道院の立場があらわれていることに注意する必要がある⁸²。

しかし、フリベートゲンが評価しているように、アンドレアにはこのような欠点はあるものの、大体において信頼しうるものと言えよう。というのは、アンドレアは反対派のアルヌルフとほとんどあらゆる点において記述が一致しているからである⁸³。

ボニーツォは、遅くとも一〇七八年にストリの司教となつた人物で、故郷はミラノの教会管区の中にあつた⁸⁴。クノーナウは、彼をクレモナに生まれ、パタリア運動がクレモナに波及した時、この町のパタリアの指導者として現われた可能性のある人物としている⁸⁵。この推測の適否は別として、ともかく彼が親パタリア派であり⁸⁶、また、熱心なグレゴリウス七世派であつたことは疑いない⁸⁷。さらに、貴族層であるカピタネイやウアルウァソーレスへの憎悪の強さから考えると、彼の出身は、おそらく貴族ではなく、身分の低い階層であつたようである⁸⁸。

ボニーツォの該書は一種の教会史のようなものであり⁸⁹、四世紀はじめからグレゴリウス七世の死まで扱っている。とりわけ、アレクサンダー二世時代、グレゴリウス七世の最初の七年の記述が詳しい⁹⁰。該書が完成されたのは、グ

レゴリウス七世の死後の教皇空位期、即ち一〇八五年五月から一〇八六年五月の間である⁸⁰。ボニーツォを一〇四五
年ごろ生まれたと考えると⁸¹、二十才ごろの一〇六五年前後からは、事件の目撃者としての資格を十分に持っているよ
う。

このボニーツォの場合、前三者と違って、ミラノの外からパタリア運動を観察していること、しかもローマ教会の
立場からこの運動を見ていることが特色であろう。従って、ボニーツォは、ミラノだけでなく、ロンバルディアに広
がったパタリア運動について報告し⁸²、ローマ教会のパタリア運動への立場についても重要な示唆を与えている⁸³。

さらに、アンドレアの記述が主にアリアルド時代を中心に行っているのに対し、ボニーツォの場合、エルレンバルド
時代についてのほとんど唯一のパタリア派の記述を提供するものとして、アルヌルフや老ランドゥルフと比較して考
察する際の貴重な史料となっていると言えよう。

さて、以上でこの四人の著述者の概観を終わり、次にここであらかじめ「パタリア」というこの運動の名称につい
て、彼らの記述を参考にしながら考察しておきたい。

そもそも、この「パタリア」という言葉は語源がはっきりせず、確固とした定義を下しえないものであるが、最近
では一般にこの言葉をミラノの「ぼろ・古着商街」と関連させた十八世紀のグリジュウリーニの説に従っているよう
である⁸⁴。

しかし、この見解について、先の四人の記述は何ら肯定的な証言をしていない。まず、アルヌルフは、「この人々
を他の人々は皮肉ってパタリノス (patarinos) と呼んでいる」と述べ⁸⁵、他の箇所での語源について考えている。
彼は語源の書物にあたって、ギリシマ語の〈patos〉は、ラテン語で〈perturbatio〉(騒乱)を意味していることを

発見したため、パタリアの人々を正しくは「騒乱者」と呼びうると述べている。彼はまた、もし他の人がこの語源についてより確証ある解釈をし、それがパタリアの行動と一致するなら、それに従うと述べている。ミラノの事情に最もよく通じていたと思われるアルヌルフでさえ、「パタリア」の語源についてこれほど自信がなかったのである。この点だけでも、「パタリア」が「ぼろ・古着商街」に由来するという説は疑問とせざるを得ない。

ポニーツォは、パタリアに攻撃されたシモニストたちがパタリアの人々の貧しさを軽蔑して、「パテリノス」(Paterinos) 即ち、「ぼろぼうに裂けたものを着ている人々」(pannosos) と呼んだと伝えている。この場合、ポニーツォがこの人々について、キリストの名のゆえに侮辱を受けるに値したこの人々は幸いであつたと述べているように、彼らの貧しさは、使徒のような精神的立場から来る自発的なものであつて、必ずしも社会的な意味での貧しさを意味していないようである。事実ポニーツォが、元来軽蔑のために使われ始めたこの言葉を彼自身も使用している点を考えると、この言葉の中に精神的理由から来る貧しきキリスト者としての誇りをむしろ見出してたと考えるべきであらう。この点から、彼らのみすばらしい姿が「ぼろ・古着商」に通じることはない。また、たとえ彼らのこのような姿が社会的貧しさのゆえに来ていたとしても、そのことが直ちに「ぼろ・古着商街」に通じる必然性はないであらう。

さらに、もしパタリアの人々がこのような粗末な身なりをしていたのなら、「名は体に一致すべきである」と述べているアルヌルフが、この〈pannosos〉という語源を見落すことはなかったであらう。逆に、彼らが実際には粗末な身なりをしていなかったのなら、ポニーツォの報告が誤っていることにならう。いずれにしても、反パタリア派であるアルヌルフも次に述べる老ランドゥルフも、このような意味での「パタリア」の使用を知らなかったことは不

思議であり、ポニーツォの説も十分であるとは言えないようである。

老ランドゥルフは、この運動の中で形成された〈Iaculum Dei〉が後に〈Patalia〉と呼ばれたと述べているだけで、語源の説明はしていない⁸⁹。ただ、彼がパタリアの人々をカタリ派と結びつけているというカウドリーらの指摘は、一応注意しておく必要がある⁹⁰。例えば、大司教アットの選出に関して、「エルレンバルドは……ヒルデブランドの意見により……彼のカタリ派の人々とともに……大司教を選ぶことを決心した」と老ランドゥルフは記している⁹¹。しかし、ここに見られるように、「パタリア」と「カタリ」を語源的に結びつけて語っているわけではない。また、この「カタリ派」とパタリアを結びつけているもう一つの箇所にもヒルデブランド（後のグレゴリウス七世）が関係していることは、注意しておく必要があるようである。というのは、この「カタリ派」は、あるいはヒルデブランドの支持者を指した言葉であるかもしれないのである⁹²。もしそうなら、パタリアとカタリ派は直接関係はなくなってくるであらう。しかし勿論、この両者の関係を明確に否定しうる証拠はなく、その可能性は十分残っている。

最後に、アンドレアは、「パタリア」という表現を使わず、これに関係する人々を、例えば、「キリストの僕たち」(Christi famuli)と呼んでいる⁹³。パタリア内部の人物であるアンドレアが、「パタリア」という言葉を使っていないことは、少なくともこの言葉が、アルヌルフやポニーツォが報告しているように、外部から、それも軽蔑ないし皮肉をもって使用されたことを確証するものであらう⁹⁴。

以上のように、四人のいずれの記述を取っても、「パタリア」について納得のいく説明は得られないが、ここでもう一つこれに関連してヴェルナーの見解を参照しておきたい。ヴェルナーによると、当時東方において、〈Buziani〉〈Cathari〉〈Patarini〉と呼ばれる異端があり、西方からの巡礼や商人、東方からの修道士や商人がこれらについて

知識を西方にもたらしたという。「パタリア」という言葉も彼らの中に仲介者を見出しうると指摘している⁸⁰。この見解は、先のカウドリーのカタリ派との関連の主張や、本論で後述するパタリアと異端の関係から考えて必ずしも否定出来ないものであろう。

さて、筆者には「パタリア」の語源について、以上の概観および本論でのパタリア支持層についての分析から考えて、少なくとも、「パタリア」を「ぼろ・古着商街」と結びつけて考える今日の通説には十分な根拠があるように思えないのである。語源の点に關してのみならず、例えば、クノーナウがこの「ぼろ・古着商街」にアルヌルフの伝える「ランドゥルフの周りに集まった無数の男女の群」が本拠を持っていたと述べている点は、アルヌルフの記述そのものにそれを示唆するものを何も持っていないのである⁸¹。このように、「パタリア」の語義、語源を明らかにすることは極めて困難なことであるが、あえてここで結論を出すなら、ヴェルナー説が近いように思われるのである。といふのは、当時の記述者たちが語源について確証のあるものを提示しえなかつたことは、それが未知の、遠い世界から来た可能性のあることを十分に示しているからである。但し、「パタリア」という言葉が遠方の異端と関係があるとしても、このことが直ちにパタリア運動の本質を規定していると考えられるかどうかは別問題である。この言葉が軽蔑ないし皮肉でもって語られていることがほぼ事実と考えられる以上、名称と内容がどの程度関連を持っているかは、あらためて考えねばならない問題である。

(注) Arnulfus, Gesta archiepiscoporum Mediolanensium. (J. P. Migne, PL., t. 147, 1879) 211 Arnulfus 212
 Landulfus Senior, Historia Mediolanensis. (L. A. Muratori, Raccolta degli storici italiani, t. IV., 1942) 211
 Landulfus 212

- Andrea, Vita sancti Arialdi. (MGH., ss. t. XXX.) 211 Andrea 2卷4号°
 Bonitho 455-7 Bonizo, Liber ad amicum. (P. Jaffé, Bibliotheca rerum Germanicarum, 1865, neudr. 1964) 211-
 Bonizo 2卷4号°
- (3) G. Dicheer, Die Entstehung der lombardischen Stadtkommune. (1967) s. 89.
 Lexikon des Mittelalters. (1979) s. 1020.
 デュランヨナーゼ、アルヌルン高位置聖職者の一人と推測について°
- (3) A. Hauck, Kirchengeschichte Deutschlands. (1954) Bd. III. s. 696.
- (4) H. Keller, Pataria und Stadtverfassung, Stadtgemeinde und Reform: Mailand im »Investiturstreit«. (Investiturstreit und Reichsverfassung, 1973) s. 330.
- (5) C. Violante, La società milanese nell'età precomunale. (1974) p. 217.
 聖職者による都市の発展と市民の権利の獲得について (Arnulf, *Id.* IV. 244-7 都市発展の歴史学)
- (6) G. Dicheer, op. cit., s. 89.
 H. E. J. Cowdrey, The papacy, the Patarenes and the church of Milan. (Transaction of the royal historical society, 1968) p. 33.
- (7) M. v. Knonau, Jahrbucher des deutschen Reiches unter Heinrich IV. und Heinrich V. (1894, neudr. 1964) Bd. I. s. 133, s. 537. Bd. II. s. 574, s. 768.
- (8) ヲシダシタリヤツテ、オシダシタリヤツテ H. Breßlau, E. Steindorff ① 聖職者による都市の発展について (Arnulf, *Id.* IV. 244-7 都市発展の歴史学)
 利用について ヲシダシタリヤツテ、オシダシタリヤツテ
- H. Breßlau, Jahrbucher des deutschen Reichs unter Konrad II. (1884, neudr. 1967)
 E. Steindorff, Jahrbucher des deutschen Reichs unter Heinrich III. (1881, neudr. 1969)
 聖職者による都市の発展 E. Werner, Pauperes Christi. (1956) s. 141.
- (6) G. Dicheer, op. cit., s. 89.

パタリヤ ①

パタリノ ①

- ① Notitia in Landulfum. (J. P. Migne, PL., t. 147. pp. 803-804.)
- ② この文は、例えは後述の如きは、非貴族層の貴族に対する反乱を指導したのが貴族のランツォであったり、パタリアの指導者が貴族のランドゥルム・ニコッタやヘルレン・バルドがらしたことからも推測出来る。
- ③ Notitia in Landulfum, op. cit., p. 804.
彼の頭職の地位は、同様に多くの ordinarius ではないこと。この場合、高位聖職者やそれより低いもの。
- ④ H. Tenuis, The failure of the Patarine movement. (Journal of medieval history, vol. V. 1979) p. 179.
- ⑤ T. Schmidt, Alexander II. und die römische Reformgruppe seiner Zeit. (1977) s. 8.
- ⑥ E. Werner, *patarini*-Patarini: Ein Beitrag zur Kirchen- und Sektengeschichte des 11. Jahrhunderts. (Vom Mittelalter zur Neuzeit. 1965) s. 413.
- ⑦ E. Werner, Pauperes. op. cit., s. 141.
- ⑧ Notitia in Landulfum, op. cit., p. 803.
- ⑨ E. Werner, Patarini, op. cit., s. 413.
- ⑩ E. Werner, Pauperes, op. cit., s. 141.
- ⑪ H. Keller, Die soziale und politische Verfassung Mailands in den Anfängen des kommunalen Lebens. (HZ. 211. 1970) ss. 49-50.
- ⑫ G. Dicher, op. cit., s. 99.
- ⑬ E. Werner, Pauperes, op. cit., s. 141.
ヴェルナーは、老ランドゥルムを二級聖職者として見るが、この点既述のように高位聖職者であっても、一般民とのより多くの接触は可能である。
- ⑭ Ibid., s. 141.
- ⑮ C. Violante, I laici nel movimento patarino. (Studi sulla christianità medioevale, 1975) p. 163.
このランノの教会の伝統の中には、同様に助祭の結婚も含まれていた。
- ⑯ 老ランドゥルムは、パタリノとしてみれば、ロミンウ教会とその聖職者すべての栄光は消え去ったと述べている。

- Landulf, *lib.* II. c. 29. p. 70.
 このように、プリキニタに「最も光輝あるプリキニタ」(praclarissimus Herbertus) のような表現を用いること
 への疑念は、
- Landulf, *lib.* III. c. 3 p. 82.
- (23) H. E. J. Cowdrey, *op. cit.*, p. 33.
 著者ランドウルフのミラン教会の伝統を守り、聖職者の特権を維持しようとする立場と既述の非貴族層への好意的態度は、必
 ずこの矛盾を解消するに必要なら、個々の場合をめぐってなぞ検討を要する問題である。
- (24) C. Violante, *I laici*, *op. cit.*, p. 155.
- (25) 例えば、フリアルヌの遺体が発見されてミランに運ばれ、そこで埋葬されるまでの経過は、アンドレー自身も参加して
 り、他の報告に見られると当時の人々の動きを生々生々と描いている。
- Andrea, c. 23-26. pp. 1070-1072.
- (26) C. Violante, *I laici*, *op. cit.*, p. 177.
- (27) *ibid.*, pp. 233-235.
- (28) この例と同じ「ヤノオラメンテは、フリアルドが聖職者があそびたくない場合、修道士に説教の代役を認めたと」というアン
 ドレの証言をめぐると、
- (29) F. Baethgen, *MGH*, ss. t. XXX, p. 1048.
- (30) W. Berschin, *Bonizo von Sutri*. (1972) ss. 3-4.
- (31) M. v. Knorau, *op. cit.*, Bd. I. s. 559.
 ヤノオラメンテ出身地は明らかでなくとして、ヘルシンはホニーツォがクレモナの学校で学んだこと、パタリア運動の中
 で有名人の地位を推測している。
- P. Jaffé, *op. cit.*, p. 577.
- W. Berschin, *op. cit.*, ss. 5-6.
- (32) H. Keller, *Die soziale*, *op. cit.* s. 46.

パタリア ⊕

ムタリフ (ト)

ホニーツォがムタリフ派であることは、例えばムタリフの指導者ヘルンムルズに「神に守られたヘルンムルズ」(a Deo protectus Erimbardus) という表現を用いていることから知られる。Bonizo, Lib. VI, p. 652.

また、ムタリフ派に「神の軍」(Dei exercitus) 反対派に「神の敵」(Dei inimici) 「悪魔の道具」(machinamenta diaboli) のような表現を使っている。Bonizo, Lib. VI, p. 652. p. 653. VII, p. 663.

③ P. Jaffé, op. cit. p. 577.

④ H. Keller, Die soziale, op. cit., s. 46.

⑤ ホニーツォは「カジュタネーグマンルマンーンレンに言及する時、しばしば『教会を売る者』(ecclesiarum venditores) という表現を用いている。

Bonizo, Lib. VI, p. 639, p. 648.

⑥ 勿論、この出身に「さつ」の問題は、老マンドゥアルフの場合と同様、ある階層への好意や憎悪によって単純に断定すべきではない。

⑦ ヘルンムルズは、ホニーツォのこの作品が、年代記、伝記、諸冊子の時代の中で世界史ないし教会史の考えを取り上げた点で特異なものであったという、H. ザウルの評価を紹介している。(このザウルの著述については、筆者は未見。)

⑧ W. Berschin, op. cit., s. 102. (H. Saur, Studien über Bonizo. (1868) s. 464.)

⑨ ibid., s. 42.

⑩ ibid., ss. 22-23, s. 24.

⑪ P. Jaffé, op. cit., p. 583.

⑫ W. Berschin, op. cit., s. 3.

⑬ 一〇六七年のムタリフ運動がクレモナ、ピサ、チェンツァに波及していったことをホニーツォのみ報告している。Bonizo, Lib. VI, pp. 649-651.

M. v. Knouau, op. cit., Bd. I, ss. 559-560.

⑭ ヘルンムルズのクレモナに送られた教皇の書簡は、ホニーツォの「友への書」のみが伝えていると指摘している。そのほ

か、一〇七二年ミラノにおいての大司教アット選出に際し、クレモナやピアチェンツァの「信仰深い聖職者」が応援にかけつけたいを伝きていらぬ。

W. Berschin, op. cit., s. 7.

Bonizo, Lib. VI, p. 653.

- ㉔ 例えは、フリアルドの報告を聞いた教皇ステファン九世の反応を、次のようにごく簡単であるが示唆に富む叙述をしている。「教皇はこれを聞くと喜んだ」

Bonizo, Lib. VI, p. 640.

また、一〇五九年の「パルストタミア」の派遣によるミラノのローマへの屈服を次のように表現している点も、ローマ側の立場を反映したものと見えぬ。

「百年間高慢なローマの統治から離れていたミラノ教会は、他の教会と同じく屈服することを認めた」Bonizo, Lib. VI, p. 638.

M. v. Knonau, op. cit., Bd. I, s. 133.

- ㉕ *ibid.*, s. 71.

H. E. J. Cowdrey, op. cit., p. 32.

ホックスムフキーズの「教会辞典」での見解を一般的にとりかえ。

The Oxford Dictionary of the Christian Church. (1974) p. 1041.

シタリーニとカステル 十世紀の「パタリ」の「古着を扱う商人 (Patarini) の街」が、たゞ「G. Giulini, Memorie della città e della campagna di Milano. IV. 98. 但し、筆者独自の書物にすぎない未見」。

M. v. Knonau, op. cit., Bd. I, s. 673.

タンノルタの「パタリ」〈Via dei Patarini〉の地名由来を確認してかえ。

ibid., s. 673.

- ㉖ Arnulf, Lib. III, c. 13, p. 312. 但し、パタリノスの主格形は「パタリニ (patarini) ではなく。

Arnulf, Lib. IV, c. 11, p. 326.

「パタリニ」

ペタリノト ①

- ② F. Werner, *Patarini*, op. cit., s. 406.
- ③ Bonizo, *Lib.* VI. p. 639.
- ④ 「ペタリノス」ペタリノスの本格形は「ペタリノ (paterini)」、ペタリノシ (pannos) である。ヤッコニは該書の注における「ペタリノス」の「註」に「古書」のひびき「Pattaria」を記しなむと云ふを紹介して居る。 *ibid.*, p. 633.
- ⑤ *ibid.*, p. 640.
- ⑥ H. E. J. Cowdrey, op. cit., p. 32.
- ⑦ Arnulf, *Lid.* IV. c. 11. p. 326.
- ⑧ M. v. Knonau, op. cit., Bd. I. s. 672.
- ⑨ Landulf, *Lib.* III. c. 5. p. 87. c. 15. p. 99.
- ⑩ ナロー註の「placitum Dei」はペタリノの本來の名前であつたと推測して居る。この表現はケラーによると、「神の裁判」と訳すべきではなく、「placitum」は教父のラチン語で「拘束性のある協定」を意味するため、「神の協定」なうして「神の同盟」と訳すべきであると述べて居る。
- ⑪ H. Keller, *Die soziale*, op. cit., ss. 55-56.
- ⑫ H. E. J. Cowdrey, op. cit., p. 32, F. Werner, *Pauperes*, op. cit., s. 142.
- ⑬ Landulf, *Lib.* III. c. 29. p. 120.
- ⑭ 「カタリ派」に言及して居るものは前注⑩のほか二つある。即ち司祭長のLに宛じた書簡 (p. 4) と *Lib.* III. c. 31. p. 124. である。このうち、エルゼンブランドと関連があるのが後者である。ここでは「エルゼンブランドは……ケラノでエルゼンブランドが彼のすべてのカタリ派の人々とともに彼に使徒のごとく従つていたので……」と述べて居る。この場合の「*cum suis omnibus cathedralis*」を注⑩の「*suis cum chariteris*」における「*suis*」をエルゼンブランドではなく「エルゼンブランドを指して居るもの」と考へるより、この「カタリ派」はエルゼンブランドと関係して居ることをなす。
- ⑮ ①の司祭長のL宛書簡の問題の箇所「*falsis catharis ordinem ipsum conturbantibus*」は「カタリアやエルゼンブランドは其のありと關係しつけて居るとは言へなうと取らる。
- ⑯ ①の司祭長宛書簡の「*catharis*」は「*chariteris*」の前二つ「カタリ派」「*chariteris*」「*cathodis*」は「*Cathari*」(カ

マリ派)でざなへ、〈cathedra〉(教区)に關係し、単に「教区の人々」を意味するのかもしれないのである。

62 Andrea, c. 10, p. 1055.

63 〈placitum Dei〉が「パタリノの正式の名前であったというケラーの推測も、このアンドレアが使用していないことを考えると必ずしも正しいものとは言えなからう。前掲注⑥参照。

64 E. Werner, Patarini, op. cit., ss. 418-419.

ちなみに「パタリア」という言葉が純粹に異端的な意味において使われるのは、イタリアにおいて一一七九年以後である。それは「異端への一般的名称として再び現われた。特に、イタリアのカタリ派に対してしばしば使われた。

E. Werner, Pauperes, op. cit., s. 144.

M. Lambert, Medieval heresy. (1977) p. 84.

65 M. v. Knonau, op. cit., Bd. I, s. 673.

Arnulf, Lib. III, c. 13, p. 312.

一、パタリア運動以前のロンバルディアおよびミラノの状況

一般にロンバルディア地方においては、司教の都市領主的立場が生まれ、トスカナ辺境伯のような中間機関が司教と王の間には存在しなかった⁶⁾。この傾向は、カール大帝のランゴバルド王国征服によって、北伊の諸都市では司教の立場が古代末期の状況に近いものになったことから出てきたのである⁶⁾。カール大帝によって伯の制度が導入されたものの、司教は教会領に対するイムニタス権を得、さらに王の巡察使 (missi dominici) に任命され、都市において伯と並ぶ重要な政治的立場を獲得していったのである⁶⁾。とりわけミラノ大司教は、この巡察使の権力を恒常的に

パタリア (一)

獲得していった⁽⁴⁾。

九世紀末ごろから都市と農村の住民は教会に保護を求め、その支配下に入っていく⁽⁵⁾。王もこのころ司教にますます頼るようになり、王領地や各種のレガリアを与えていく⁽⁶⁾。後期カロリング朝支配の危機が司教に大きな特権を与えることになり、司教は都市の中で王の権利の後継者となっていくのである⁽⁷⁾。また、教会法上からも司教が都市の長、そして保護者として見られることは自然なことであった⁽⁸⁾。

オットー朝の政策は、この司教の立場をさらに強化、拡大し、司教を皇帝の権力的立場の保障人にしていくことであつた⁽⁹⁾。この結果、ロンバルディアの都市では、伯権は十世紀の間にはほとんど全く司教の手に帰してしまつた⁽¹⁰⁾。伯は十世紀末にはほとんど都市から退き、伯領の中で彼の直接の支配権に服する農村地域に留まることになつた⁽¹¹⁾。北伊の司教は、自らを皇帝第一の封臣と考えるようになり⁽¹²⁾、十一世紀はじめごろには彼らは都市領主として見られるようになつた⁽¹³⁾。

この司教の都市領主化の進展期は同時に、司教とその封建臣下層あるいは都市民との激しい争いが発生していく時期にもあたつている。例えば、ミラノでは十世紀末に都市民が大司教ランドゥルフに対し反乱を起こしているし、十一世紀はじめにはクレモナで幾度か司教との争いが起つてゐる。これらは、司教が「暴君」(tyranni)と烙印を押されるほど我儘な支配を行つた時に起つてゐる⁽¹⁴⁾。

この司教の都市支配は、自由人への支配を特色としているが、この自由人には十世紀以来ほとんど例外なく司教への封臣関係に立つてゐた貴族も含まれてゐる⁽¹⁵⁾。この司教の臣下層として現われるのがカピタネイとウアルウアソーレスである。前者は主に、九〇〇年ごろに都市民の上層を占めていた陪審員や公証人の出身といわれ、司教よ

り直接、封土を受けることにより「第一の騎士」(milites primi)として封建貴族の最高層を形成したのである⁸⁰。後者は、カピタネイよりその所領の一部を授封された結果、司教に対し「第二の騎士」(milites secundi)即ち、陪臣として出てきた⁸¹。彼らは、カピタネイに対し臣下の立場に立ち、下位の貴族層を形成した。ケラーは、彼らの出身を武器能力のある自由民の子孫とし、ウアルウアソーレスの形成を従って、自由民の分化過程の結果であったと述べている⁸²。

カピタネイは、その財産や封土を都市周辺地区 (contado) に持っていたが、十一世紀はじめに漸次、都市における諸特権を獲得して都市に居住するようになり、一般に都市の支配層になっていく⁸³。一方、ウアルウアソーレスもほぼ同様の経過をたどり、都市の住民になっていったと考えるべきであるが⁸⁴、デイルヒャーは、彼らが都市と農村の間の緊張関係にあったことを強調している。即ち、出身と所有関係は彼らを農村に結びつけ、カピタネイや教会との封臣関係、また政治的事件への参加は、彼らをますます強く都市へと導いたと述べている⁸⁵。

いずれにしても、イタリアでは周辺農村の貴族層を吸引する中心としての都市の存在形態が維持されたため、アルプス以北の地方のように、都市城壁内に発展しつつあった社会組織が厳密に地域的で特殊な住民の孤立化を基軸とするのではなく、逆に不均質で複合的な性格を帯びざるを得なかった⁸⁶。このように貴族層が都市に居住ないし関係していることがイタリア都市の大きな特色であった。この点は、次に述べるミラノのアリベルト二世時代およびパタリア運動を考察する際に重要な意味をもってくる。

さて、以上でロンバルディア都市の概観を終わり、次にパタリア運動の準備期とも言うべき大司教アリベルト二世時代(一〇一八—一〇四五)のミラノについて考察しておきたいと思う。

ミラノは十一世紀、ドイツからアルプスを越えて中伊、ローマに通じる交易路、ブルグントからヴェネチアに通じる交易路に位置して商業上有利な地位にあるとともに、織物業によっても栄え、また政治、教会方面においても北伊において中心的立場にあつた。当時、ミラノ人は彼らの守護聖人として四世紀の偉大な司教アンブロシウスを崇敬していた。彼らは、ローマとは異なつたミラノ固有のアンブロシウスの典礼や慣習に強い誇りを持つていた。ミラノ大司教は、ローマ教皇がペテロの代理であるように、アンブロシウスの代理であり、地方教会に対するその權威を行使していた。

このアンブロシウスの伝統と特権を守り、さらにこれを高めていくことに腐心した典型的人物が大司教アリベルト二世であつた。このアリベルトは、大市民たちの協議と皇帝の好意をもつて選ばれたとアルヌルフは伝えている。彼は本質的に政治的な人間であり、党派をも冷静な計算で変えていく人物であつた。

アリベルトが大司教になつたころは、ドイツ側から彼の親皇帝的立場が強く求められた時期であつた。というのも、北伊の世俗諸侯の動きは、一〇〇二年にオットー三世が亡くなつた時、イタリア王冠を彼ら自身の候補者（イヴレア辺境伯アルドゥイン）に確保しようとしたり、一〇二四年にハインリヒ二世が後継者を残さずに亡くなると、トスカナを除いた北伊の有力諸侯がコンラート二世に公然と敵対するといったように、ドイツ皇帝権にとって決して安心出来るものではなかつた。このような中にあつて、当時のコンラート二世にとって、北伊の司教たち、特にミラノ大司教の協力は、世俗諸侯からイタリア王国を確保するために絶対に必要であつた。

一方、アリベルトも彼自身の利益になる限りコンラートに仕えようとする姿勢を示した。しかしアリベルトは、皇帝に無条件に服従し、拘束されるような関係は避け、あくまで皇帝権を利用しようとする立場を保持した。このよ

うな両者の微妙な關係を最もよく示しているのが、一〇三四年に行われたブルグント遠征とその後の経過である。このブルグント遠征は、両者の協力の頂点であるとともに、また決裂の始まりでもあった。この遠征にアリベルトは、シャンパニュ伯オドールのブルグント領有計画に対しコンラート二世を助けるべく、トスカナ辺境伯ボニファキウスとともにイタリアの騎士軍を率いて参加したのである。この協力は成功し、ブルグントはドイツ帝国に編入されることになった。

この勝利の結果、アリベルトは、カピタネイとウアルウアソーレスの封建君主として、ミラノとロンバルディアの広い農村地区への支配を強固なものにした。しかし、この支配もまもなく崩れる時が来たのである。ブルグント遠征で最も重い負担を負い、またその力を示したのはウアルウアソーレスであったが、彼らの法的地位は、遠征後も依然として低いものであった。彼らの土地保有権には世襲権がないのをはじめ、いくつかの不利な点をもっていたのである。その上、アリベルトの政策が、永代所有の形で教会の土地を蓄積することにあつたことも、土地と世襲権を求めるウアルウアソーレスにとって不満の種であつたにちがいない。

このような中で一〇三五年末ないし一〇三六年に、ウアルウアソーレスは、仲間の一人が封土を取り上げられたのをきっかけに反乱を起こすことになつたのである。これは当初、カピタネイおよび大司教の支配に対する反乱であつた。この時、アリベルトは、カピタネイとともに都市民の一部にも援助を求めた。この結果、反乱は鎮圧され、ウアルウアソーレスはミラノから退去することを余儀なくされた。しかし、まさにこの退去によって、この反乱はミラノにおける地方的なものから北伊全体をおおう事件に発展したのである。というのも、反乱者たちはミラノへの帰還を実現すべく、近隣の同じ身分仲間に協力を求めたからであつた。こうした中で、アリベルトに直接敵対するこ

とを第一目的としない人々が加わったのである。これは、北伊のウアルウアソーレスの彼らに対する一般的な反乱であった。このため攻撃されている主人側にも同盟が出来た⁴⁰⁾。

しかし、この争いは決着をみず、両派は裁定者として皇帝に訴えた。このため、コンラートは一〇三六年末にイタリアにやってくるのである⁴¹⁾。裁定者として来たものの、コンラートは内心アリベルトを警戒していたようである。コンラートにとって、先のブルグント遠征においてはアリベルトの力は必要であったが、遠征後のアリベルトのように強化した臣下は、イタリア政策にとって却って邪魔になるものであった⁴²⁾。その上、ブルグント確保によって、ドイツはイタリア支配をより確固たるものにしたことは明らかであった。これまでのように、ブルグントを通してイタリアの世俗諸侯とフランスの勢力が協力してドイツ支配を脅やかす可能性がなくなったのである⁴³⁾。世俗諸侯に対する牽制として教会諸侯に頼るこれまでの皇帝のイタリア政策はもはや必要としなくなった⁴⁴⁾。

このため、一〇三七年春のバヴィアでの裁判会議において、コンラートがアリベルトを命令不服従のゆえに逮捕したのも⁴⁵⁾、予定通りの行動と言ってもいいであろう。しかし、この逮捕はこれまでの対立、騒乱の性格を変えてしまうことになった。これまでの対立の図式が、ウアルウアソーレス対大司教、司教、カピタネイ、世俗諸侯の一部であったのに対し、今やむしろミラノ対皇帝に変わってしまったのである。この逮捕は、ミラノ人の上に市民的、宗教的さらには国民的ときえ言いうる情熱をもたらした⁴⁶⁾。この時、ミラノ地方の対立していたウアルウアソーレスがミラノ側に変わったのかどうかは明らかではない⁴⁷⁾。この点はともかくとして、アルヌルフはこの間の事情を次のように述べている。「ミラノの町は驚き、自らの牧者が奪われたことを子供から老人に至るまで嘆き悲しんだ」この時、「聖職者、一般人、騎士」が共に強く非難の声をあげたという。アリベルトが二カ月後にうまく監禁から逃がれミラノに

帰ってくる、⁸⁰「町全体が非常に喜び、下僕は主人に、妻は夫に喜びの余り先を争って出迎えた」と伝えている。

このように却って結束するようになったミラノに対し、コンラートはイタリア諸侯にも召集をかけ、五月に攻囲を始めた⁸¹。この間にコンラートは、封建法を施行している。これは、ウアルウァソーレスの封土の世襲権を取り戻さない権利などを認め、カピタネイへの封建的従属を廃したもので、封建貴族を一つの階級にした非常に重要な勅令であった⁸²。主な点においてこの勅令は、ウアルウァソーレスが武器を取って二年前に出した要求を承認するものであった⁸³。しかし、この封建法の意図したところは明白でなく、これに関して二つの見解、解釈があるようである。

一つは、この法はウアルウァソーレスの地位を高めて、ミラノにおけるカピタネイとの統一戦線を破ろうとしたものと見るのである⁸⁴。この場合は、先のアリベルト逮捕によってミラノのウアルウァソーレスが大司教側についていたことを前提としている。二つめの見解は、この法は封建貴族の対立関係を決定的に調整し、これでもって争いが出てくる源をふさごうとしたものであり、このことは序文の中にはっきり表明されていると見るものである⁸⁵。つまり、これはあらゆる世俗封建貴族を満足させ、統一するために作られたものである。コンラートは、世俗封建貴族すべてを動員しようと試みたのである。従って、この場合、コンラートは皇帝と司教の古い同盟に対し、アリベルトや司教に対する世俗封建臣下との新しい同盟を求めたことになろう⁸⁶。

この二つの見解のうち、後者の方が事実に近いようである。というのは、ミラノの封建貴族の統一戦線が存在したことについては問題があるし、皇帝対ミラノ（あるいはこの場合、アリベルトはこの間に司教たちの支援を得たので、世俗諸侯対司教と言ってもいいであろう⁸⁷）の争いに変わった中でコンラートが自らの陣営の中にウアルウァソーレスを入れて強化しようとした可能性は十分にあるからである。

この封建法施行のあと、コンラートはアリベルトの罷免を宣し、代りに皇帝の礼拝堂付司祭であったアンブロシウスを大司教に任命した。一〇三八年復活祭には、コンラートはさらに教皇ベネディクト九世にアリベルトを破門させている。この教皇の処置に対しても、ミラノ人は何ら顧慮を払わなかった。これによって、ミラノ人はアンブロシウスの慣習によりローマ教皇はミラノの件に介入する権利を何ももっていないという立場を示したのであり、後のパタリア運動期に幾度か見られる重要な先例を作ったのである。

ミラノの抵抗は強く、コンラートは結局一〇三八年七月にミラノ包囲をイタリア諸侯に任せてドイツへ引き揚げた。このイタリア諸侯のミラノ攻撃に対し、アリベルトはミラノ地方の住民すべてに防衛を呼びかけたのである。アルヌルフは、アリベルトがこの時、「農民から騎士にまで、貧者から富者に至るまで」のすべての人々に武装して故郷を守るように命じたと伝えている。この住民召集軍をまとめ励ますために、アリベルトは戦いのしるしとして、十字架と救世主の像をもつマストを立てた車、カロッチオを作らせたのである。これはいわば、ミラノの自由を象徴するものであった。

この戦いにおいて、あらゆる階層の人々がミラノ防衛に立ち上がったことは、既述のイタリア都市の特色の一端を示すとともに、パタリア運動期のミラノ人の動向を考える場合にも重要な示唆をもつていよう。カウドリーは、アリベルトのカロッチオの周りに集まった人々は、パタリアの象徴ともなる聖ペテロの旗の下にも集まるようになることを述べている。

このアリベルトの頑強な抵抗に対し、ミラノへの包囲は一〇三九年六月にコンラートが亡くなるとともに解かれた。しかしこれは、アリベルトにとって却って不都合な結果を招くことになった。というのは、共通の敵という

外の圧力がなくなった時、ミラノは内部において利害の対立を生じることになったのである。先のミラノの防衛において、非貴族市民の間に新しい市民意識が生まれてきた。これに対し、カピタネイとウアルウアソーレスは先の封建法によって対立の因はなくなり、また、ミラノと皇帝の対決もハインリヒ三世との和解とともになくなる情勢の中で、一つの封建貴族として結束していくことになった。ヴィオランテは、この貴族と非貴族市民の二つの戦線の社会的にはっきりした性格は、ミラノ史における新しい事実であると指摘している。このような中であって、アリベルトはこれまでのようなすべての階級を接合させる力を失ってしまったのである。

両者の対立は、やがて公然たる戦いとなった。一〇四二年には「少数の騎士は多数の庶民に包囲され、火と剣でもって攻められ、妻子とともに家を捨てた」とアルタルフは伝えている。こうして、貴族はミラノを退去し、数日後にはアリベルトもこれに従ったのである。貴族はミラノを外から攻撃したが、ミラノ市民は騎士ランツォに指導されて戦った。この争いは結局一〇四四年に和解に達し、貴族は再びミラノに帰ることになるが、こうして別個の力を形成した非貴族市民は、パタリア運動の一つの素地を作るものであった。ただし、この別個の力を形成したことが、共通の敵に対し再び貴族と共同行動を取ることを妨げるものでなかったことに留意しておく必要がある。また、この非貴族市民とは、単に下層民だけではなく、商人、職人、公証人など多様な階層を含むものであり、明確に定義しえないものであった点もパタリア運動との関連で重要なものになろう。

この争いの中で、アリベルトが諸党派を超えたミラノの代表者としての立場を貴族に消極的に従うことによって放棄したことは、彼の無能力を示すものであり、彼の歴史的な役割が終わったことを明らかにするものであった。

このアリベルト時代の概観を終わるにあたり、パタリア運動との関連でもう一つ注意しておかねばならないもの

に、各種の宗教運動がある。その一つは、異端運動である。十一世紀前半には西欧各地で異端運動が起こっている^{四〇}。北伊もその例外ではなく、一〇二八年ごろピエモンテ地方のモンテッフォルテにギラルドゥスという人物に率いられた異端が発生している。老ランドゥルフの伝えるところによると、彼らは、肉欲の否定、処女性の礼讃、肉食の禁止、財産の共有、自然死への嫌悪、殉教死への憧憬を示し、ローマ教皇を否定する明白な異端であった。このため、アリエルトは見つけうる限りのモンテッフォルテ派を逮捕し、カトリック信仰に戻らせようと努力したのである。しかし、彼らは、彼らを見ようとミラノに集まってきた農民たちに秘かに教えを広めた。この結果、ミラノの世俗の有力者たちは、アリエルトが望んでいないにも拘らず、カトリックに戻ろうとしなかった人々を焚刑に処している^{四一}。

もう一つの動きは、改革運動である。つまり、一〇三〇年代以来、教会の刷新をめざして貴族、聖職者、都市民に強く働きかけていたトスカナのヴァロムブローザ修道会や一〇二二年に設立されたカマルドリ修道会、そのほか聖堂参事会運動といった新しい動きである。これらの運動の共同体的生活、独身(貞潔)、清貧は新しい生氣に満ちた理想を打ち立てていくことになった。それは、当時の人々、特に古い社会的な関係から抜け出た北伊の人々に、聖職者の一般的な行状との具体的な反対像を示したのである^{四二}。

このような異端や教会改革運動といった十一世紀前半の新しい信仰の流れを考えないでは、パタリア運動の発生、発展の一因を考へることは出来ないであろう^{四三}。

一〇四五年にアリエルトが亡くなると、ミラノでは「全市民の集会」が大司教候補として四人の、おそらくカピターネイ出身の人物をハインリヒ三世に推薦した^{四四}。しかし、彼はこれを拒否し、おそらくウアルウァソーレス出身でミラノの聖堂に所属せぬ地方司祭のグイドーを大司教に任命した。これは、階級間の対立を和らげるためでもあった

し¹⁰⁾、カピタネイに結びつくアリベルトのような人物であると、ドイツ皇帝から独立する危険があったためである¹¹⁾。この任命に対しミラノ人は、ほとんど反対しなかったとアルヌルフは伝えている。それは、ドイツ王への畏怖やお互いの間の敵意のためであったという¹²⁾。

グイドーはしかし、ミラノ人に心から歓迎されてはいなかった¹³⁾ので、彼自身の権力を固めるためにはドイツ王に頼らねばならなかった¹⁴⁾。グイドーは、特にカピタネイから一貫して冷淡な態度を取られていた¹⁵⁾。その上、彼には、アリベルトのような政治家、聖職者としての名声を得るような資質を持っていなかった¹⁶⁾。それに、アリベルトさえ、その晩年は貴族と非貴族市民の対立の中で往年の力を失っていたのである。このように考えると、グイドーは、ミラノの町や教会に対する指導力を発揮するには、著しく不利な状況にあったと言えよう。また、彼は、一〇四六年のストリ会議以来次第に動き始めたローマの教会運動に十分に対応することもなかった¹⁷⁾。このような一連の諸事情が、パタリア運動に好都合な環境を作っていたことは明らかであろう。

こうした中で、一〇五六年ハインリヒ三世が亡くなり、ドイツ皇帝権が著しく弱体化した時、グイドーのミラノでの立場は一層弱いものになったにちがいない¹⁸⁾。折り悪しく、まさにこの一〇五六年にパタリア運動は起こってくるのである。

注(1) G. Ditcher, *Bischof und Stadterfassung in Oberitalien*. (ZRG. GA. 81. 1964) s. 226.

(2) *ibid.*, s. 231. 古代末、司教は〈Defensor〉〈curator〉と並んで事実上都市の支配者であった。瀬原義生「ヨーロッパ中世都市の起源」(一)〈立命館文学 三二五、昭和四六年〉八〇—一八〇二頁。

H. Keller, *Die Entstehung der italienischen Stadtkommunen als Problem der Sozialgeschichte*. (Frühmittelalter-

liche Studien, 10. 1976) s. 175.

- ③ G. Dilcher, Bischof, op. cit., ss. 231-233.
 G. Dilcher, Die Entstehung, op. cit., s. 41.
- ④ G. Dilcher, Bischof, op. cit., s. 234.
 ibid, s. 235.
- ⑤ ペタルトがこの原因として、経済的・軍事的負担が中小自由人にとって非常に重くなったこと、教会領主の支配は世俗領主であるの總稱である、負担が軽くなったこと、教会への土地寄進は敬虔な行為と考えられたことを挙げてゐる。
 G. Dilcher, Die Entstehung, op. cit., s. 43.
 ibid, s. 50.
- ⑥ G. Dilcher, Bischof, op. cit., s. 237.
- ⑦ H. Keller, Die Entstehung, op. cit., ss. 175-176.
- ⑧ E. Ennen, Die europäische Stadt. (1975) s. 32.
 G. Dilcher, Bischof, op. cit., s. 237.
- ⑨ H. Keller, Die Entstehung, op. cit., s. 189.
- ⑩ H. Breklau, op. cit., s. 197.
- ⑪ G. Dilcher, Bischof, op. cit. ss. 249-250.
- ⑫ 谷泰「イタリアにおける都市国家の形成——ミラノを中心として——」(清水・会田編『封建社会と権力構造』昭和四二年)四一八ページ。
- ⑬ G. Dilcher, Bischof, op. cit., s. 246.
- ⑭ H. Keller, Die soziale, op. cit. s. 39.
- ⑮ H. Keller, Die Entstehung, op. cit., s. 184.
- ⑯ H. Keller, Einwohnergemeinde und Kommune : Problem der italienischen Stadtverfassung im 11. Jahrhundert. (HZ. 224. 1977) ss. 564-565.

- (9) H. Keller, *Pataria*, op. cit., s. 334.
 H. Keller, *Die soziale*, op. cit., s. 37.
 H. Breßlau, op. cit., s. 200.
 タラー時代は、カロリング時代の「王の家士」(vassi regis) 出身の司教の臣下の一部は、後にカピタネイと称するようになつたと述べてゐる。
- H. Keller, *Einwohnergemeinde*, op. cit., s. 563.
 カピタネイの語源として例え「教区の長」(caput plebis) が考えられてゐる。(谷、前掲論文、四二四ページ)
- (10) G. Ditcher, *Die Entstehung*, op. cit., s. 91.
 谷、前掲論文、四二七—四二八ページ。
- (11) H. Keller, *Die Entstehung*, op. cit., s. 190.
- (12) H. Keller, *Die soziale*, op. cit., s. 35.
 谷、前掲論文、四二四—四二五ページ。
- (13) H. Breßlau, op. cit., s. 201.
 一〇三五年なごして三十年のミランのウマルヴァンソーンの反乱に関してフルヌルフが、彼らのことを「町の騎士たち」(urbis milites) と呼んでゐることから、彼らが都市の住民であつたことが知られる。
 Arnulf, *Lib.* II. c. 10. p. 302.
- (14) G. Ditcher, *Die Entstehung*, op. cit., s. 92.
- (15) ミニョットカーネ「中世の都市」清水・佐藤共訳(昭和四七年)二二二ページ。
- (16) H. E. J. Cowdrey, *Archbishop Aribert II of Milan*. (History, 51. No. 171, 1966) p. 1.
 F. Werner, *Pauperes*, op. cit., s. 115.
- (17) H. Keller, *Pataria*, op. cit., s. 324.
- (18) H. E. J. Cowdrey, *Aribert*, op. cit., p. 2.
 ミランにならば、イタリアの他のどの町と同様、町の守護聖人への尊崇が十一世紀に頂点に達した。

システム ①

- ② H. E. J. Cowdrey, *Patarenes*, op. cit., p. 26.
ibid, p. 14.
- ③ C. Violante, *La società*, op. cit., p. 278.
- ④ Arnulf, *Lib.* II. c. 1. p. 299.
ホ・マコナー氏の「大市民」はカヌタネーの他に都市市民の代表者を含められると考へて居る。 G. Dilcher, *Bischof*, op. cit., s. 254.
- ⑤ C. Violante, *La società*, op. cit., p. 277.
- ⑥ H. E. J. Cowdrey, *Aribert*, op. cit., p. 6.
ibid, p. 2. p. 8.
- ⑦ この雑誌に際して、アムスルンが、ブリュンネをオーストリアのキヤントと考へて、アムスルン王国の「二つの光」(duo lumina regni)と考へて彼の文章の趣をこの考へて居る。 Arnulf, *Lib.* II. c. 8. p. 301.
- ⑧ H. Breßlau, op. cit., s. 113.
- ⑨ G. Dilcher, *Bischof*, op. cit., ss. 251-252.
アムスルンは、ブリュンネが多くの成功の結果、次第にすべての人々を支配するようになり、自らの意向のみ考へて、他の人々の意向に配慮しなかつたと考へて居る。 Arnulf, *Lib.* II. c. 10. p. 302.
- ⑩ C. Violante, *La società*, op. cit., pp. 232-233.
- ⑪ G. Dilcher, *Bischof*, op. cit., s. 252.
- ⑫ Handbuch der europaischen Geschichte. hg. v. T. Schieder. (1979) Bd. I. s. 722.
H. Breßlau, op. cit., s. 201.
- ⑬ 谷 前掲論文 四三二頁。
- ⑭ H. E. J. Cowdrey, *Aribert*, op. cit., p. 5.
- ⑮ Arnulf, *Lib.* II. c. 10. p. 302.
- ⑯ H. Breßlau, op. cit., s. 210.

- ④ H. Keller, *Die soziale*, op. cit., s. 49.
- ⑤ C. W. Previté-Orton, *The Italian cities till c. 1200*. (*The Cambridge Medieval History*, Vol. V, 1968) p. 218.
- ⑥ H. Breßlau, op. cit., s. 210.
 じれに關じ、カマナラナは、マリムルトが農村出身のウアルウァンソーレスに對し、守るべき町の利益を共にもっているカマナネと市民に頼じたを評しつゝ、この場合アルヌルフの記述に見えるようにウアルウァンソーレスはすでに町の住民になつてゐるのみならず、町と農村の利害対立を強調する必要はないように思われる。
- ⑦ C. Violante, *La società*, op. cit., p. 276.
 Arnulf, *Lib.* II, c. 10, p. 302.
- ⑧ H. Breßlau, op. cit., s. 211.
- ⑨ *ibid.*, ss. 212-213.
 じの困難とせ、ノミヤナ、カマナネの他と同教を一部の世俗諸侯が参加した。C. Violante, *La società*, pp. 239-240.
- ⑩ H. Breßlau, ss. 227-228.
- ⑪ G. Dlicher, *Bischof*, op. cit., s. 253.
- ⑫ H. E. J. Cowdrey, *Airbert*, op. cit., p. 6.
- ⑬ C. Violante, *La società* op. cit., p. 239.
- ⑭ H. E. J. Cowdrey, *Airbert*, op. cit., p. 8.
- ⑮ H. Breßlau, op. cit., s. 116.
- ⑯ *ibid.*, s. 233.
- ⑰ *ibid.*, ss. 232-233.
- ⑱ C. W. Previté-Orton, op. cit., p. 218.
- ⑲ プラヴァチエホーエンを在位しつゝ、*ibid.*, p. 218.)
 これに對し、後述の如く、ヴァナラナをなすしつウアルウァンソーレスがミラノ側に移つたことを前提としてゐるようである。

参考文献

- C. Violante, *La società*, op. cit., pp. 250-251.
- ⑮ Arnulf, *Lib. II. c. 12.* p. 303.
- ⑯ H. Breßlau, op. cit., s. 238.
- ⑰ MGH, *Leg. IV. t. I. n. 45.* pp. 89-91.
- C. Violante, *La società*, op. cit., p. 248.
- J. K. Hyde, *Society and politics in mediæval Italy.* (1973) p. 28.
- ⑱ H. Breßlau, op. cit., s. 247.
- ⑲ C. Violante, *La società*, op. cit., p. 251.
- ⑳ H. Breßlau, op. cit., s. 244.
- ㉑ H. E. J. Cowdrey, Aribert, op. cit., pp. 10-11.
- ㉒ *ibid.*, p. 10.
- ㉓ *ibid.*, pp. 11-12.
- C. Violante, *La società*, op. cit., p. 253.
- ㉔ H. Breßlau, op. cit., ss. 317-319.
- ㉕ Arnulf, *Lib. II. c. 16.* p. 304.
- ㉖ *ibid.*, p. 304.
- ㉗ H. E. J. Cowdrey, Aribert, op. cit., p. 15.
- ㉘ H. Breßlau, op. cit., s. 320.
- ㉙ ヲツトシテ問題ヲ解決セシメタリトシテ複雑な祝福であつたと述べてらる。
- H. E. J. Cowdrey, Aribert, op. cit., p. 13.
- ㉚ C. Violante, *La società*, op. cit., p. 276.
- ㉛ ケンネルマン氏『一〇四〇年とロマンティックな和解』(1976)
- Arnulf, *Lib. II. c. 17.* p. 305.

ハタリナ (一)

-380.

- (74) *ibid.*, s. 385.
- (75) Landulf, *Lib.* III. c. 3. pp. 82-83.
若ランドゥルフの伝えるこの「全市民集會」(civium universorum collectio) について、ディルヒャーは貴族の指導の下
たかごつまゝ、有力な市民の助言と出席した一般民 (populus) の同意をもつて運営なれたであらうと述べている。
- (76) G. Dlicher, *Die Entstehung*, op. cit., ss. 113-114.
- (77) Landulf, *Lib.* III. c. 3. p. 83. Arnulf, *Lib.* III. c. 2. p. 307.
アルヌルフは、ハインリヒ三世がミラノの (最近の) 不和を考へて、高貴で賢明な最上級の聖職者を無視して、無学ないな
か出身の者を司教にしたと述べている。
- (78) E. Steindorff, op. cit., Bd. I. s. 246.
- (79) C. W. Previté-Orton, op. cit., p. 219.
- (80) E. Werner, *Pauperes*, op. cit., s. 120.
- (81) T. Schmidt, op. cit., ss. 6-7.
- (82) Arnulf, *Lib.* III. c. 2. p. 307.
アルヌルフはまた、ミラノ人がグイードを受け入れた理由として、意味が十分明らかでないが、「一部貪欲のため」(partim
avaritia) と叙べている。
- (83) E. Steindorff, op. cit., Bd. I. s. 247.
若ランドゥルフは、グイードはミラノ人によつて榮譽をもつて敬虔に受け入れられたと述べ、それは昔からの習慣でもあり、
ハインリヒ三世のきびしい命令のためでもあったと語つてゐる。
- (84) Landulf, *Lib.* III. c. 3. p. 83.
- (85) C. Violante, *La società*, op. cit., p. 275.
- (86) M. v. Knonau, op. cit., Bd. I. s. 68.
- (87) C. Violante, *La società*, op. cit., p. 275.

既に引用したように、アルヌルフは彼を「無学な者」とし、ボニーツォは「無学で蓄妾を行い、羞恥心もなくシモニアを行っている」と述べている。老ランドゥルフは「世俗の会議に関しては、密かに協議して狡猾にふるまい、言葉を述べる際は雄弁であったが、神学的教養は少なかった」と評している。グイドーのこの神学的教養に関しては、アリアルドやランドゥルフへの説得から見ると、それほど劣っているように思われぬ。

Bonizo, *Lib.* VI, p. 639.

Landulf, *Lib.* III, c. 3, pp. 83-84, c. 7, pp. 89-90.

⑧ チュニスは、もしグイドーがローマから指図された改革運動に参加していたら、パタリア運動は存在しつづける何らの理由もなかったであろうと述べている。

H. Teunis, *op. cit.* p. 178.

⑨ *Ibid.*, p. 180.

(第二―三章は『文化学年報』第三十号に掲載予定にして居ります。昭和五十五年十一月三日稿)